

## 自己資本の充実の状況（単体・自己資本の構成に関する開示事項）

北九州銀行（単体）

(単位：百万円、%)

		平成25年3月期
基本的項目	資本金	10,000
	うち非累積的永久優先株	—
	新株式申込証拠金	—
	資本準備金	—
	その他資本剰余金	—
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	60,932
	その他	—
	自己株式（△）	—
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額（△）	—
	その他有価証券の評価差損（△）	—
	新株予約権	—
	営業権相当額（△）	—
	のれん相当額（△）	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—
	証券化取引により増加した自己資本に相当する額（△）	—
	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）	—
	※繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計（上記各項目の合計額）	70,932
	※繰延税金資産の控除金額（△）	—
計	(A) 70,932	
うち自己資本比率告示第40条第2項に掲げるもの	(H) —	
うち自己資本比率告示第40条第3項に掲げるもの	—	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	5,099
	一般貸倒引当金（標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するもの）	4,822
	内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額	—
	負債性資本調達手段等	—
	自己資本比率告示第41条第1項第3号に掲げるもの	—
	自己資本比率告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	—
	補完的項目不算入額（△）	807
計	(B) 9,114	
準補完的項目	短期劣後債務	—
	準補完的項目不算入額（△）	—
計	(C) —	
自己資本総額	(A) + (B) + (C)	(D) 80,047
控除項目	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—
	自己資本比率告示第41条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	—
	自己資本比率告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	—
	短期劣後債務及びこれに準ずるもの	—
	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—
	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	—
	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	—
	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び 信用補完機能を持つ/〇ストリップス（自己資本比率告示第247条を準用する場合を含む。）	—
	控除項目不算入額（△）	—
	計	(E) —
自己資本額	(D) - (E)	(F) 80,047
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	615,042
	オフ・バランス取引等項目	10,608
	マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	—
	オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額	16,786
	旧所要自己資本の額に自己資本比率告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に 25.0を乗じて得た額	—
	計	(G) 642,437
	単体総所要自己資本額 ((G) に4%を乗じた額+自己資本控除額)	25,697
自己資本比率告示第40条第2項に掲げるものの基本的項目に対する割合 (H) / (A)	—	
単体自己資本比率（国内基準）(F) / (G)	12.45	
参考：Tier1比率（国内基準）(A) / (G)	11.04	

## 北九州銀行（単体）

平成26年3月期

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	72,133
うち、資本金及び資本剰余金の額	10,000
うち、利益剰余金の額	62,133
うち、自己株式の額 (△)	—
うち、社外流出予定額 (△)	—
うち、上記以外に該当するものの額	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,398
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,398
うち、適格引当金コア資本算入額	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	5,078
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 81,610
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>	
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	— 1,160
うち、のれんに係るもの	— —
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	— 1,160
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額	— 0
適格引当金不足額	— —
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	— —
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	— —
前払年金費用の額	— 575
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	— —
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	— —
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	— —
特定項目に係る十パーセント基準超過額	— —
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	— —
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	— —
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	— —
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	— —
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	— —
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	— —
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	— —
コア資本に係る調整項目の額	(口) —
<b>自己資本</b>	
自己資本の額 ((イ) - (口))	(ハ) 81,610
<b>リスク・アセット等 (3)</b>	
信用リスク・アセットの額の合計額	656,755
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,926
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）	1,160
うち、繰延税金資産	0
うち、前払年金費用	575
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—
うち、上記以外に該当するものの額	1,190
マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	—
オペレーションナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	17,306
信用リスク・アセット調整額	—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—
リスク・アセット等の額の合計額	(二) 674,062
<b>自己資本比率</b>	
自己資本比率 ((ハ) / (二))	12.10

## 自己資本の充実の状況（単体・定性的情報）

### 1. 自己資本調達手段の概要（第10条第3項第1号）

自己資本調達手段（平成26年3月末）

発行主体	北九州銀行
資本調達手段の種類	普通株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	10,000百万円

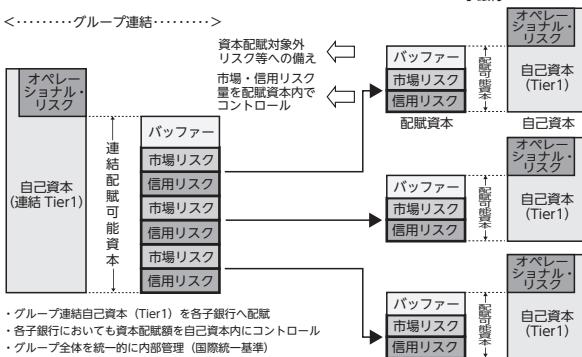
### 2. 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要（第10条第3項第2号）

当行では、十分な自己資本を維持しつつ収益性の改善と向上へ向けた取組を実施することを方針とし、経営体力に見合ったリスク・コントロールによる健全性の確保を行うこととしております。自己資本の充実度に関しては、自己資本比率、及びリスク量と自己資本の対比による評価を行っております。

具体的には、持株会社である山口フィナンシャルグループから当行の自己資本の範囲内で、業務計画に沿って資本が配賦され、各種リスク量（信用リスク、市場リスク）が配賦資本を超えないようコントロールしております。オペレーション・リスクについては、推定リスク量をあらかじめ自己資本から控除することとしております。

さらに、災害や急激な市場環境の変化に対する影響を把握し、自己資本の充実度を検証するためにストレス・テストを実施しております。一定のストレス・シナリオをもとに影響額を算出し、リスクが過大であると判断される場合はリスク削減などの対応を図ることとしております。

#### 【資本配賦制度の概要】



### 3. 信用リスクに関する事項

#### (1) リスク管理の方針及び手続の概要（第10条第3項第3号イ）

##### ①リスク管理の方針

信用リスク管理態勢においては、当行が保有する全ての資産等（エクスポージャー）について、信用リスクの有無を特定したうえで、信用リスク管理の対象を定め、信用格付と自己査定の実施により、信用リスクを適切に評価し、当該評価に基づく信用リスクの程度に応じた適切な償却・引当を実施することで、資産等の健全性を確保しております。

また、信用リスクについては、定期的にリスク量を定量的に測定し、業務運営に反映しております。信用リスク管理態勢の適切性を維持するため、リスク統括部をリスク管理統括部署とし、取締役会及び審議機関として設置するグループALM委員会に対する報告体制を整備し、リスクの状況や管理態勢に対するモニタリングを通じて、リスクに対する適切な対応を図っております。

##### ②貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金の計上にあたっては、公認会計士実務指針及び金融検査マニュアルに基づく基準を定め、個別貸倒引当金には個別に見積もった予想損失額を、一般貸倒引当金には信用格付により設定した区分に対して貸倒実績に基づく予想損失率を適用し、正常先は今後1年間、要注意先は今後3年間の予想損失額を計上しております。

#### (2) 標準的手法が適用されるポートフォリオについてリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（第10条第3項第3号ロ）

適格格付機関の付与する格付の使用については、「外部格付使用基準」において内部管理との整合的な取り扱いを定めております。

また、リスク・ウェイトの判定においては、特定の格付機関に偏らず、格付の客觀性を高めるために複数の格付機関等を利用することが適切との判断にもとづき、全ての種類のエクスポージャーについて、次の適格格付機関を使用しております。

##### 適格格付機関の名称

適格格付機関の名称
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

#### 4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要（第10条第3項第4号）

#### (1) 貸出金と自行預金の相殺を用いるにあたっての方針及び手続の概要並びにこれをおいている取引の種類・範囲等

お取引先との約定書締結等により貸出金と自行預金の相殺が法的に有効であることを確認できる取引については、自己資本比率算出における信用リスク削減手法として用いており、これを可能とするための適切な管理を実施しております。対象となる預金は、期限のある定期性預金でマチュアリティ・ミスマッチを勘案のうえ適用するものとしております。期限のない流動性預金は対象としておりません。

#### (2) 派生商品取引及びレボ形式の取引について法的に有効な相対ネットティング契約を用いるにあたっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類・範囲等

派生商品取引及びレボ形式の取引における法的に有効な相対ネットティング契約については、該当ありません。

### (3) 担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要

自己資本比率算出において信用リスク削減手法として用いてる担保は、お取引先との約定書締結等により法的な有効性が確認され、担保権の実行を可能とする事由が発生した場合に適時に処分又は取得する権利を有しているものに限定しております。取得した担保については、定められた時期・方法により評価の見直しを実施する等、適切に管理しております。

#### (4) 主要な担保の種類

当行の内部のリスク管理に使用している担保は、法的有効性が確保されていることを確認しているもので、優良担保及び一般担保に区分して管理しており、それぞれ次の通りです。

・優良担保とは、处分が容易で換金が可能であるなど、流動性と換金性の要件を充たした担保等であり、預金等、国債等の信用度の高い有価証券、及び決済確定な担保形態等を優良担保として取り扱っております。

・一般担保とは、優良担保以外の担保で、客観的な処分可能性が認められる担保であり、不動産担保等を一般担保として取り扱っております。

以上の担保のうち、自己資本比率算出において信用リスク削減手法として用いるものは、以下の通りです。

標準的手法で用いる担保の種類
現金及び自行預金
上場株式
日本政府若しくは地方公共団体等が発行する円建て債券

#### (5) 保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度の説明

担保と同様に保証についても、優良保証及び一般保証に区分して管理しております。保証履行の確実性が極めて高い認められる保証を優良保証とし、優良保証以外の保証で、主債務者に代わる保証人からの回収について、客観的に実現可能性が高い認められるものを一般保証として取り扱っております。以上の保証のうち、自己資本比率算出において信用リスク削減手法として用いるものは以下の通りです。

標準的手法で用いる保証の取引相手の種類
中央政府、地方公共団体、政府関係機関、金融機関、外部格付が付与された法人等

なお、クレジット・デリバティブについては、自己資本比率算出における信用リスク削減手法として用いておりません。

#### (6) 信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関する情報

信用リスク削減手法として用いた保証については、信用リスクが極めて低い地方公共団体の占める割合が大きくなっています。

また、信用リスク削減手法として用いた担保については、自行預金によるものが大半を占めています。

#### 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要（第10条第3項第5号）

##### (1) リスク管理の方針及び手続の概要

###### ①対顧客取引

派生商品取引は、デリバティブ取引の仕組を理解している法人を対象（通貨オプション取引、クーポンスワップ取引については、原則として外国為替需給のある取引先に限定）しております。信用リスクを認識すべき派生商品取引の取組時には、対象先の信用格付を実施し、取組ごとに取引内容を確認のうえ与信相当額を算定し個別に取組の可否を判定しております。

また、派生商品取引組後も定期的に取引相手の信用格付を見直したうえで、自己査定により信用リスクの状況をモニタリングしていく態勢としております。

###### ②対市場取引

対市場における派生商品取引に関しては、資産規模、外部格付等の指標に基づき個々の取引先に対しクレジット限度額を設定し、取り組む方針としております。

また、取組後は、時価や格付の状況を自己査定結果に反映する態勢としております。

##### (2) リスク資本及び与信限度額の割当に関する方針

リスク資本及び与信限度額の割当に関する方針は別段定めておりません。

##### (3) 担保による保全及び引当の算定に関する方針

対顧客取引における派生商品取引においては、相手先の信用状態や取引状況に応じて担保の取得等により保全の強化を図るとともに、信用状態が悪化した場合には、与信相当額について適切に個別貸倒引当金を計上する等の対応を実施しております。

##### (4) 信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合の影響度

信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる派生商品取引については、該当ありません。

#### 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

##### (1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要（第10条第3項第6号イ）

###### ①当行がオリジネーター及びサービスである場合

当行がオリジネーター及びサービスである証券化取引については、該当ありません。

###### ②当行が投資家である場合

当行では、貸出取引として証券化取引を取り組むことがあります。投融資対象については、リスク特性や裏付資産のパフォーマンス状況が把握可能な証券化取引のうち、適格格付機関から投資適格の外部格付を取得している証券化取引について、最優先部分での取り組みを基本としております。

なお、再証券化取引については、再証券化を行うことにより、一次証券化取引と比較してリスク特性等に大きな変化がないもの、若しくは改善が図られているものに限り取り組む方針としております。

貸出取引として取り組む証券化取引については、主に仕組みに関連するリスクや裏付資産に関連するリスクを有しておりますが、これらのリスクを確実に認識するために、与信審査を審査部署において集中してを行い、取組後においても継続的にリスク特性や裏付資産のパフォーマンス状況の変化をモニタリングするとともに、変化的度合いによっては、信用リスク評価に適切に反映させる体制としております。

(2) 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号（自己資本比率告示第254条第2項及び第302条の第4項において準用する場合を含む）までに規定する体制の整備及びその運用状況（第10条第3項第6号口）

証券化取引の取組にあたっては、営業部署や審査部署において、案件に係る契約書等で仕組みに関するリスクを確認するとともに、裏付資産に係る資料及びデータを用いて、キャッシュフローの予測や信用リスク分析を行っております。

また、取組後においても継続的にリスク特性や、裏付資産のパフォーマンス状況の変化をモニタリングする体制としております。

なお、証券化取引の外部格付の使用については、「外部格付使用基準」に取り扱いを定めており、リスク特性や裏付資産のパフォーマンスに係る情報が適切に把握できない証券化取引については、無格付として取り扱うこととしております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針（第10条第3項第6号ハ）

信用リスク削減手法として用いている証券化取引については、該当ありません。

(4) 証券化エクスボーグーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称（第10条第3項第6号二）

当行では証券化エクスボーグーの信用リスク・アセットの額の算出において「標準的手法」を使用しております。

なお、当行においては、自己資本比率告示附則第15条（証券化エクスボーグーに関する経過措置）は適用しておりません。

(5) 証券化エクスボーグーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（第10条第3項第6号ホ）

当行では、自己資本比率告示第39条（マーケット・リスク相当額不算入の特例）を適用しているため、マーケット・リスク相当額は算出しておりません。

(6) 銀行為証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合の、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスボーグーを保有しているかの別（第10条第3項第6号ヘ）

証券化目的導管体を用いた第三者の資産に係る証券化取引については、該当ありません。

(7) 銀行為の法人等（連結子法人等を除く）及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引（銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む）に係る証券化エクスボーグーを保有しているものの名称（第10条第3項第6号ト）

当行が行った証券化取引に係る証券化エクスボーグーについては、該当ありません。

(8) 証券化取引に関する会計方針（第10条第3項第6号チ）

証券化取引に関する金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識、その評価及び会計処理につきましては、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（平成11年1月22日会計会議議会）等に準拠しております。

なお、当行における証券化取引は、当行が投資家である証券化エクスボーグーのみとなっております。

(9) 証券化エクスボーグーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付け機関の名称（第10条第3項第6号リ）

リスク・ウェイトの判定にあたっては、全ての種類のエクスボーグーについて、次の適格格付け機関を使用しております。

適格格付け機関の名称
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスター・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(10) 内部評価方式を用いている場合の概要（第10条第3項第6号ヌ）

内部評価方式を用いている証券化エクスボーグーについては、該当ありません。

(11) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合の内容（第10条第3項第6号ル）

定量的な情報に重要な変更が生じた証券化エクスボーグーについては、該当ありません。

## 7. オペレーション・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要（第10条第3項第8号イ）

（オペレーション・リスク管理体制）

オペレーション・リスクとは、内部の不正、外部からの不正、労働環境における不適切な対応（法令に抵触する行為等）、顧客との取引における不適正な対応（義務違反、商品設計における問題等）、自然災害、事故、システム障害、取引先との関係、不適切な取引処理、並びにプロセス管理の不備等、業務運営において問題となる事象が発生することにより、損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーション・リスクを、①事務リスク、②システムリスク、③情報リスク、④法務リスク、⑤有形資産リスク、⑥人的リスクの6つに分けて管理しております。

オペレーション・リスクの管理にあたっては、リスク管理全般に係る基本方針を定めた「リスク管理規程」の下に、オペレーション・リスク管理の基本的事項を定めた「オペレーション・リスク管理基準」を制定のうえ、「オペレーション・リスク管理統括部署」がオペレーション・リスク全体の一元的な把握、管理を実施するとともに、各「リスク主管部署」がより専門的な立場からそれぞれのリスクを管理しております。

（オペレーション・リスクの管理方針及び管理手続）

オペレーション・リスクは、業務運営を行っていくうえで可能な限り回避すべきリスクであり、適切に管理するための組織体制及び仕組を整備し、リスク顕現化的未然防止及び顕在化時の影響極小化に努めております。

具体的には、自己資本比率規制に準拠したリスク管理体制を構築すべくCSA（リスク・コントロールの自己評価）を実施し、リスクの評価を行うとともに、リスクを捕捉し対応策を講じる手段としてオペレーション・リスク情報の収集・分析を実施し、再発防止策の策定等によりリスクの制御、移転、回避を行なうなどリスク管理の高度化に取り組んでおります。さらに、オペレーション・リスク管理の実効性を高めるため、リスク管理のPDCAサイクルの確立に努めております。

各オペレーション・リスクの管理は、上述のCSAに係る「リスク管理自己評価基準」、オペレーション・リスク情報の収集、分析に係る「リスク情報報告基準」のほか、各種規程類を定め適切に管理しております。

※CSA（リスク・コントロールの自己評価）

Risk Control Self-Assessment の略。あらゆる業務プロセス、システム及び有形資産等に内在するリスクを特定し、管理を行ってもなお残存するリスクを評価・把握したうえで、必要な削減策を策定し実行していく自立的な管理の手法。

(2) オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（第10条第3項第8号口）

当行は、オペレーション・リスク相当額の算出にあたっては、「粗利益配分手法」を採用しております。

8. 銀行勘定における出資等に関するリスク管理の方針及び手続の概要（第10条第3項第9号）

（リスク管理の方針）

山口フィナンシャルグループ共通の「リスク管理規程」を取締役会において制定し、株式等の価格変動リスクを市場リスクの一区分として明確に定めております。

「リスク管理規程」において、市場リスクは、収益の源泉となるリスクであるとともに、積極的なリスク・コントロールが可能であるとし、ポートフォリオにおける市場リスクの状況を定量的に評価し、許容される範囲内にリスクをコントロールしながら、リスクに見合った収益の確保を図ることをリスク管理の基本方針としております。

（リスク管理の手続の概要）

山口フィナンシャルグループの基本方針のもと、当行では、「市場リスク管理基準」及び「市場リスク計量化基準」を定め、リスク管理の適正な手続を定めております。

株式等の価格変動リスク管理の相互牽制態勢の有効性を確保するため、フロントオフィス（営業部門、ALM部門等）及びバックオフィス（事務管理部門）から分離したリスク管理部門であるミドルオフィス（市場リスク管理部門）を設置しております。

株式等の価格変動リスクの取得・コントロール・評価に際しては、山口フィナンシャルグループに「グループALM委員会」の審議機関を設け、審議結果を業務運営に反映する態勢としております。

株式等の価格変動リスク管理は、リスクの特定・リスク評価・リスク対応・コントロール・モニタリング・改善措置とする市場リスク管理プロセスに沿って行っております。

株式等の価格変動リスクは、VaR（バリュー・アット・リスク）により定量的に測定し、リスク資本配賦の枠組みの中でリスクリミットを設け管理を行うとともに、必要に応じ損失限度額等を設けることにより適切に管理しております。また、モニタリング結果は、当行及び山口フィナンシャルグループの取締役会等へ報告する適切な報告態勢を整備しております。

会計方針等を変更した場合は、財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要（第10条第3項第10号イ）

（リスク管理の方針）

山口フィナンシャルグループ共通の「リスク管理規程」を取締役会において制定し、金利リスクを市場リスクの一区分として明確に定めております。

「リスク管理規程」において、市場リスクは、収益の源泉となるリスクであるとともに、積極的なリスク・コントロールが可能であるとし、ポートフォリオにおける市場リスクの状況を定量的に評価し、許容される範囲内にリスクをコントロールしながら、リスクに見合った収益の確保を図ることをリスク管理の基本方針としております。

（手続の概要）

山口フィナンシャルグループの基本方針のもと、北九州銀行では、「リスク管理規程」に基づき、「市場リスク管理基準」及び「市場リスク計量化基準」を定め、リスク管理方法の適正な手続を定めております。

金利リスク管理の相互牽制態勢の有効性を確保するため、フロントオフィス（営業部門、ALM部門等）及びバックオフィス（事務管理部門）から分離したリスク管理部門であるミドルオフィス（市場リスク管理部門）を設置しております。

金利リスクの取得・コントロール・評価に際しては、山口フィナンシャルグループに「グループALM委員会」の審議機関を設け、年度毎の運用方針の作成や見直しについて十分な審議を行い、審議結果を業務運営に反映する態勢としております。

金利リスク管理は、リスクの特定・リスク評価・リスク対応・コントロール・モニタリング・改善措置とする市場リスク管理プロセスに沿って行っております。

金利リスクは、VaR（バリュー・アット・リスク）により定量的に測定し、リスク資本配賦の枠組みの中でリスクリミットを設けることにより適切に管理しております。

また、モニタリング結果は、当行及び山口フィナンシャルグループの取締役会等へ報告する適切な報告態勢を整備しております。

(2) 内部管理上使用的銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要（第10条第3項第10号口）

市場リスクの測定分析にあたっては、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じて、期間損益若しくは経済価値の観点から、妥当性及び一般性の高い手法及び前提条件等を用いた方法により、測定・分析を行い、測定・分析方法については、限界及び弱点等の特性を明確化し、ストレス・テストにより補完する態勢としております。

金利リスクの算定については、主たる算定手法を分散・共分散法によるVaR（バリュー・アット・リスク）とし、保有期間3ヶ月、信頼区間99.9%により把握しております。

また、金利リスクの算定にあたっては、要求預金の金利リスクを、コア預金モデルにより算定しております。（コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく預金者の要求によって隨時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金です。）

## 自己資本の充実の状況（単体・定量的情報）

### 1. 自己資本の充実度に関する事項

- (1) 信用リスクに対する所要自己資本の額（第10条第4項第1号イ）  
 <資産（オフ・バランス）項目>

(単位：百万円)

項目	(参考) 告示で定める リスク・ウェイト (%)	平成25年3月期		平成26年3月期	
		エクスポート・エクスポートの期末残高	所要自己資本の額	エクスポート・エクスポートの期末残高	所要自己資本の額
1 現金	0	8,616	—	8,883	—
2 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	14,400	—	68,501	—
3 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	—	—	—	—
4 國際決済銀行等向け	0	—	—	—	—
5 我が国の地方公共団体向け	0	43,529	—	41,177	—
6 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	—	—	—	—
7 國際開発銀行向け	0~100	—	—	—	—
8 地方公共団体金融機関向け	10~20	—	—	199	—
9 我が国の政府関係機関向け	10~20	6,505	26	6,816	26
10 地方三公社向け	20	8,913	6	9,575	4
11 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20~100	16,539	124	16,012	121
12 法人等向け	20~100	413,490	15,110	426,519	15,425
13 中小企業等向け及び個人向け	75	94,071	2,506	106,503	2,896
14 抵当権付住宅ローン	35	4,621	64	4,035	56
15 不動産取得等事業向け	100	130,186	5,081	145,860	5,671
16 三月以上延滞等	50~150	10,362	73	9,428	23
17 取立未済手形	20	—	—	—	—
18 信用保証協会等による保証付	0~10	56,451	104	52,674	109
19 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—
20 出資等	100~1250	8,579	343	9,302	372
うち出資等のエクスポート	100	8,579	343	9,302	372
うち重要な出資のエクスポート	1250	—	—	—	—
21 上記以外	100~250	26,927	1,077	22,925	1,009
うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するものの外のものに係るエクスポート	250	—	—	—	—
うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポート	250	—	—	1,547	154
うち上記以外のエクスポート	100	26,927	1,077	21,377	855
22 証券化（オリジネーターの場合）	20~1250	—	—	—	—
うち再証券化	40~1250	—	—	—	—
23 証券化（オリジネーター以外の場合）	20~1250	2,105	83	1,766	74
うち再証券化	40~1250	—	—	—	—
24 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	1	0
合計		845,300	24,601	930,185	25,792

<オフ・バランス項目>

(単位：百万円)

項目	掛け (%)	平成25年3月期		平成26年3月期	
		与信相当額 (信用リスク削減効果適用前)	所要自己資本の額	与信相当額 (信用リスク削減効果適用前)	所要自己資本の額
1 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	—	—	—	—
2 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	386	11	424	12
3 短期の貿易関連債務	20	108	4	220	8
4 特定の取引に係る債権債務	50	1,299	50	2,047	80
うち経過措置を適用する元本補てん信託契約	50	—	—	—	—
5 NIF又はRUF	50	—	—	—	—
6 原契約期間が1年超のコミットメント	50	1,384	46	1,600	77
7 信用供与に直接的に代替する債権債務	100	2,603	87	2,873	96
うち借入金の保証	100	255	10	273	10
うち有価証券の保証	100	200	8	—	—
うち手形引受	100	—	—	—	—
うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約	100	—	—	—	—
うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供	100	—	—	—	—
8 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等	100	—	—	—	—
9 先物資産購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	—	—	—	—
10 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは買戻条件付購入	100	25,079	12	24,803	11
11 派生商品取引	—	9,730	212	6,676	125
(1) 外為関連取引	—	9,660	211	6,587	123
(2) 金利関連取引	—	69	1	88	2
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—
(6) その他のコモディティ関連取引	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ取引（カウンター・パーティー・リスク）	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—	—	—	—
12 長期決済期間取引	—	—	—	—	—
13 未決済取引	—	—	—	—	—
14 証券化エクスポートに係る適格流動性補完及び適格なサービス・キャッシュ・アドバンス	0~100	—	—	—	—
15 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポート	100	—	—	—	—
合計		40,591	424	38,645	413

## &lt;CVAリスク相当額及び中央清算機関関連&gt;

(単位：百万円)

項目	平成25年3月期		平成26年3月期	
	エクspoージャーの期末残高	所要自己資本の額	エクspoージャーの期末残高	所要自己資本の額
1 CVAリスク相当額			5,482	63
2 中央清算機関関連			—	—
<b>合計</b>			<b>5,482</b>	<b>63</b>

※所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額に4%を乗じた額に調整項目に相当する額を加算して記載しております。

## (2) オペレーションル・リスクに対する所要自己資本の額 (第10条第4項第1号ホ)

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
オペレーションル・リスクに対する所要自己資本の額	671	692
うち基礎的手法	—	—
うち粗利益配分手法	671	692
うち先進的計測手法	—	—

(注) オペレーションル・リスクの算出には粗利益配分手法を採用しております。

## (3) 単体総所要自己資本額 (第10条第4項第1号ヘ)

(単位：百万円)

項目	平成25年3月期	平成26年3月期
単体総所要自己資本額	25,697	26,962

## 2. 信用リスク（証券化エクスポートを除く）に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポートの期末残高及び三月以上延滞エクスポートの期末残高（地域別、業種別、残存期間別）  
(第10条第4項第2号イ～ハ)

(単位：百万円)

地域 業種 残存期間	平成25年3月期					平成26年3月期				
	信用リスクエクスポート一期末残高			三月以上 延滞 エクスポート	その他	信用リスクエクスポート一期末残高			三月以上 延滞 エクスポート	その他
	貸出金 預り金及び預託のト リのデリバティブ 以外のオフプラン ス取引	債券	デリバティブ 取引			貸出金 預り金及び預託のト リのデリバティブ 以外のオフプラン ス取引	債券	デリバティブ 取引		
山口県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
広島県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福岡県	687,110	681,006	—	6,104	—	9,116	723,282	719,730	—	3,552
その他の国内	108,572	99,641	5,305	3,625	—	1,246	103,709	95,199	5,386	3,123
国内計	795,683	780,647	5,305	9,730	—	10,362	826,992	814,929	5,386	6,676
国外計	355	355	—	—	—	—	617	617	—	—
<b>地域別計</b>	<b>875,207</b>	<b>781,002</b>	<b>5,305</b>	<b>9,730</b>	<b>79,168</b>	<b>10,362</b>	<b>957,761</b>	<b>815,547</b>	<b>5,386</b>	<b>6,676</b>
製造業	106,487	104,163	—	2,323	—	3,684	109,549	108,161	100	1,288
農・林業	986	986	—	—	—	—	924	924	—	—
漁業	842	842	—	—	—	—	1,345	1,345	—	—
鉱業	2,625	2,625	—	—	—	—	2,421	2,421	—	—
建設業	34,393	33,413	—	980	—	2,005	36,214	35,732	50	432
電気・ガス・熱供給・水道業	27,966	27,966	—	—	—	—	29,362	29,362	—	—
情報通信業	5,854	5,854	—	—	—	—	6,690	6,690	—	—
運輸業	48,870	47,696	808	365	—	1,201	51,873	50,793	920	160
卸・小売業	154,657	152,028	—	2,629	—	1,370	157,158	154,898	400	1,860
金融・保険業	45,775	42,352	—	3,422	—	—	44,400	41,267	211	2,921
不動産業	137,767	137,767	—	—	—	767	154,409	154,156	250	2
各種サービス業	123,680	123,674	—	6	—	934	120,263	120,053	200	9
国・地方公共団体	43,529	39,032	4,497	—	—	—	41,177	37,923	3,254	—
個人	62,600	62,598	—	1	—	397	71,818	71,817	—	1
その他	—	—	—	—	—	—	0	0	—	—
<b>業種別計</b>	<b>875,207</b>	<b>781,002</b>	<b>5,305</b>	<b>9,730</b>	<b>79,168</b>	<b>10,362</b>	<b>957,761</b>	<b>815,547</b>	<b>5,386</b>	<b>6,676</b>
1年以下	266,688	263,389	2,012	1,286	—	259,040	258,009	—	1,030	—
1年超3年以下	72,010	67,889	—	4,120	—	78,229	74,652	250	3,326	—
3年超5年以下	104,458	101,134	185	3,139	—	104,012	101,269	947	1,796	—
5年超7年以下	49,412	47,770	524	1,117	—	53,711	50,831	2,400	479	—
7年超10年以下	94,490	91,841	2,583	66	—	86,474	84,642	1,789	42	—
10年超	206,838	206,838	—	—	—	244,252	244,252	—	—	—
期間の定めのないもの	2,139	2,139	—	—	—	1,889	1,889	—	—	—
<b>残存期間別計</b>	<b>875,207</b>	<b>781,002</b>	<b>5,305</b>	<b>9,730</b>	<b>79,168</b>	<b>10,362</b>	<b>957,761</b>	<b>815,547</b>	<b>5,386</b>	<b>6,676</b>

※1. 上表には、出資等及び証券化エクスポートを含んでおりません。

2. 信用リスクエクスポート一期末高のその他には、有形固定資産などのその他の資産及び複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド等）を計上しております。

3. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。又、有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入の期末残高は、その他に計上しております。

4. 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポート、又は引当金勘定前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポートを指します。

5. 本部において管理している国債等の国内債券については、「地域別」では「その他の国内」に含めております。

## (2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中増減額（第10条第4項第2号二）

(単位：百万円)

	平成25年3月期			平成26年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	6,639	△ 1,817	4,822	4,822	△ 424	4,398
個別貸倒引当金	12,078	444	12,523	12,523	△ 54	12,468
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
<b>合 計</b>	<b>18,718</b>	<b>△ 1,372</b>	<b>17,345</b>	<b>17,345</b>	<b>△ 478</b>	<b>16,867</b>

### (個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	平成25年3月期			平成26年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
山口県	—	—	—	—	—	—
広島県	—	—	—	—	—	—
福岡県	9,656	1,285	10,942	10,942	81	11,023
その他の国内	2,421	△ 841	1,580	1,580	△ 135	1,445
国内計	12,078	444	12,523	12,523	△ 54	12,468
国外計	—	—	—	—	—	—
<b>地域別計</b>	<b>12,078</b>	<b>444</b>	<b>12,523</b>	<b>12,523</b>	<b>△ 54</b>	<b>12,468</b>
製造業	3,762	437	4,200	4,200	△ 423	3,776
農・林業	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	—
建設業	3,005	△ 552	2,453	2,453	6	2,460
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	7	△ 7	—	—	—	—
運輸業	1,569	280	1,850	1,850	177	2,027
卸・小売業	1,777	74	1,851	1,851	△ 27	1,824
金融・保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業	733	161	894	894	219	1,114
各種サービス業	955	81	1,036	1,036	13	1,050
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個人	266	△ 32	234	234	△ 20	214
その他	—	—	—	—	—	—
<b>業種別計</b>	<b>12,078</b>	<b>444</b>	<b>12,523</b>	<b>12,523</b>	<b>△ 54</b>	<b>12,468</b>

## (3) 業種別の貸出金償却の額（第10条第4項第2号ホ）

(単位：百万円)

業種	平成25年3月期	平成26年3月期
製造業	176	262
農・林業	—	—
漁業	—	—
鉱業	—	—
建設業	790	4
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	6	—
運輸業	—	4
卸・小売業	50	4
金融・保険業	—	—
不動産業	48	116
各種サービス業	90	—
国・地方公共団体	—	—
個人	—	—
その他	—	—
<b>業種別計</b>	<b>1,162</b>	<b>393</b>

※貸出金償却実績は、直接償却実施額を記載しております。

## (4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー（第10条第4項第2号ヘ）

(単位：百万円)

	平成25年3月期		平成26年3月期	
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	—	129,793	—	177,742
10%	—	36,459	—	37,528
20%	20,756	1,590	19,983	2,346
30%	—	—	—	—
35%	—	4,621	—	4,035
40%	—	—	—	—
50%	37,713	8,913	42,700	8,759
70%	—	—	—	—
75%	—	86,211	—	99,083
90%	—	—	—	—
100%	3,114	544,804	2,722	561,010
110%	—	—	—	—
120%	—	—	—	—
150%	—	862	—	156
200%	—	365	—	95
250%	—	—	—	1,547
350%	—	—	—	—
自己資本控除又は1250%	—	—	—	50
<b>合計</b>	<b>61,585</b>	<b>813,622</b>	<b>65,406</b>	<b>892,355</b>

※1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限定しております。

2. 格付の有無は、リスク・ウェイトの判定における格付使用の有無を指します。

## 3. 信用リスク削減手法に関する事項

## (1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（第10条第4項第3号）

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
現金及び自行預金担保	13,821	12,923
金	—	—
適格債券	—	—
適格株式	1,581	2,866
適格投資信託	—	—
<b>適格金融資産担保 合計</b>	<b>15,402</b>	<b>15,789</b>
適格保証	21,331	24,880
適格クレジット・デリバティブ	—	—
<b>適格保証、適格クレジット・デリバティブ 合計</b>	<b>21,331</b>	<b>24,880</b>

※1. 上記の額は信用リスク削減手法の効果が勘案された部分を記載しております。

2. ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額を記載しております。

## 4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

## (1) 与信相当額の算出に用いる方式（第10条第4項第4号イ）

カレント・エクスポージャー方式により算出しております。

## (2) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（第10条第4項第4号ロ・ハ・ニ・ヘ）

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
グロス再構築コストの合計額	5,165	2,727
ネッティング効果及び担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	9,730	6,676
派生商品取引	9,730	6,676
外国為替関連取引及び金関連取引	9,660	6,587
金利関連取引	69	88
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く）	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
長期決済期間取引	—	—
<b>ネッティング効果勘案額</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
ネッティング効果勘案後で担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	9,730	6,676
担保による信用リスク削減手法の額	1,649	1,193
ネッティング効果及び担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	8,080	5,482

※1. 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額については、上記の記載から除いております。但し、CSA契約の対象となる取引については、原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引も与信相当額に含めております。

2. 清算機関との間で成立している派生商品取引で、日々の値洗いにより担保で保全されているものについては、上記の記載から除いております。

3. グロス再構築コストの額は零を下回らないものを合計して記載しております。

## (3) 信用リスク削減手法に用いた担保の種類及び金額（第10条第4項第4号ホ）

(単位：百万円)

担保の種類	平成25年3月期	平成26年3月期
現金及び自行預金担保	1,689	1,232
適格債券	—	—
適格株式	—	—
<b>合計</b>	<b>1,689</b>	<b>1,232</b>

※「担保の額」は、ボラティリティ調整前の金額を記載しております。

(4) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本（第10条第4項第4号ト）  
該当ありません。(5) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本（第10条第4項第4号チ）  
該当ありません。

## 5. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項（第10条第4項第5号イ）  
該当ありません。

(2) 銀行が投資家である証券化エクspoージャーに関する事項（第10条第4項第5号ロ）

①投資家として保有する証券化エクspoージャーの額及び再証券化エクspoージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（第10条第4項第5号ロ（1））

【オン・バランス取引】 (単位：百万円)

原資産の種類別	平成25年3月期		平成26年3月期	
	残高	うち再証券化	残高	うち再証券化
住宅ローン債権	—	—	—	—
自動車ローン債権	—	—	—	—
小口消費者ローン債権	—	—	—	—
クレジットカード与信	—	—	—	—
リース債権	—	—	—	—
事業資産	2,105	—	1,766	—
不動産	—	—	—	—
不動産を除く有形資産	—	—	—	—
事業者向け貸出	—	—	—	—
売上債権	—	—	—	—
その他の資産	—	—	—	—
合計	2,105	—	1,766	—

【オフ・バランス取引】 (単位：百万円)

原資産の種類別	平成25年3月期		平成26年3月期	
	残高	うち再証券化	残高	うち再証券化
住宅ローン債権	—	—	—	—
自動車ローン債権	—	—	—	—
小口消費者ローン債権	—	—	—	—
クレジットカード与信	—	—	—	—
リース債権	—	—	—	—
事業資産	—	—	—	—
不動産	—	—	—	—
不動産を除く有形資産	—	—	—	—
事業者向け貸出	—	—	—	—
売上債権	—	—	—	—
その他の資産	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

②保有する証券化エクspoージャー及び再証券化エクspoージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（第10条第4項第5号ロ（2））

【オン・バランス取引】 (単位：百万円)

リスク・ウェイト	平成25年3月期			平成26年3月期		
	残高	うち再証券化		残高	うち再証券化	
		所要自己資本の額	所要自己資本の額		所要自己資本の額	所要自己資本の額
0%	—	—	—	—	—	—
10%	—	—	—	—	—	—
20%	—	—	—	—	—	—
40%	—	—	—	—	—	—
50%	—	—	—	—	—	—
100%	2,087	83	—	1,748	69	—
200%	—	—	—	—	—	—
225%	—	—	—	—	—	—
350%	—	—	—	—	—	—
650%	—	—	—	—	—	—
自己資本控除又は1250%	17	—	—	17	4	—
合計	2,105	83	—	1,766	74	—

【オフ・バランス取引】 (単位：百万円)

リスク・ウェイト	平成25年3月期			平成26年3月期		
	残高	うち再証券化		残高	うち再証券化	
		所要自己資本の額	所要自己資本の額		所要自己資本の額	所要自己資本の額
0%	—	—	—	—	—	—
10%	—	—	—	—	—	—
20%	—	—	—	—	—	—
40%	—	—	—	—	—	—
50%	—	—	—	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—
200%	—	—	—	—	—	—
225%	—	—	—	—	—	—
350%	—	—	—	—	—	—
650%	—	—	—	—	—	—
自己資本控除又は1250%	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

③自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクspoージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（第10条第4項第5号ロ（3））

(単位：百万円)

原資産の種類別	平成25年3月期	平成26年3月期
住宅ローン債権	—	—
自動車ローン債権	—	—
小口消費者ローン債権	—	—
クレジットカード与信	—	—
リース債権	—	—
事業資産	17	17
不動産	—	—
不動産を除く有形資産	—	—
事業者向け貸出	—	—
売上債権	—	—
その他の資産	—	—
合計	17	17

④保有する再証券化エクspoージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳（第10条第4項第5号ロ（4））

該当ありません。

⑤自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額（第10条第4項第5号ロ（5））

該当ありません。

(3) 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクspoージャーに関する事項（第10条第4項第5号ハ）

該当ありません。

(4) 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクspoージャーに関する事項（第10条第4項第5号ニ）

該当ありません。

## 6. 銀行勘定における出資等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額（第10条第4項第7号イ）

出資等エクspoージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成25年3月期		平成26年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等の貸借対照表計上額	12,592		16,545	
上記に該当しない出資等の貸借対照表計上額	591		589	
合計	13,184		17,134	

\*投資信託等の複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）に含まれている出資等については、上表には記載しておりません。

上記のうち、子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額 (単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
子会社・子法人等	—	—
関連法人等	—	—
合計	—	—

(2) 銀行勘定における出資等の売却及び償却に伴う損益の額（第10条第4項第7号ロ）

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
売却損益額	11	66
償却額	8	7

\*投資信託等の複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）に含まれている出資等に係る売却及び償却に伴う損益の額については、上表には記載しておりません。

(3) 銀行勘定における出資等で貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額（第10条第4項第7号ハ）

(単位：百万円)

	平成25年3月期		平成26年3月期			
	取得原価	時価	評価損益	取得原価	時価	評価損益
その他有価証券	9,221	13,184	3,962	9,302	17,134	7,832

\*投資信託等の複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）に含まれている出資等に係る評価損益の額については、上表に含まれておらずません。

(4) 銀行勘定における出資等で貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（第10条第4項第7号ニ）

銀行勘定における出資等で貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益については、該当がありません。

7. 銀行勘定における金利リスクに関して当行が内部管理上使用した金利ショックに対する経済的価値の増減額（第10条第4項第9号）

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する経済価値の増減額は、次のとおりとなります。  
(北九州銀行単体)

	平成25年3月期
金利リスクのVaR	3,416百万円
うち円金利	3,413百万円
うち他通貨金利	6百万円
信頼区間	99.9%
保有期間	3ヵ月

	平成26年3月期
金利リスクのVaR	3,523百万円
うち円金利	3,518百万円
うち他通貨金利	9百万円
信頼区間	99.9%
保有期間	3ヵ月

- ・要求払預金の金利リスクについては、コア預金モデルによる測定方法を採用しております。(コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって隨時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金です)
- ・他通貨金利のうち米ドル及びユーロ以外の他通貨については、影響が軽微なことから200BPVにより測定しております。
- ・なお、平成25年度の金利リスク合計については、平成24年度と同様、円金利と他通貨金利の相関係数を0.5として測定しております。